

山下（真）委員（民主県政会）

平成30年3月8日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）奨学金の給付金額を60万円とした根拠について

受験料，入学金，初年度半期分の授業料に相当する60万円を給付するとのことであるが，どのような根拠に基づいて60万円としたのか，教育長に伺う。

（答）

給付金額につきましては，国立大学に進学する際の，センター試験検定料及び受験料を合わせた3万5,000円，入学料28万2,000円及び1年次の半期授業料26万8,000円の合計を概ね賄える目安として60万円に設定しているところでございます。